

付 則

1. この小売約款の実施期日

この小売約款は、2025 年 8 月 1 日から実施します。

2. この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、当社の支社・事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この小売約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が 2025 年 8 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの間に属する料金算定期間の料金は、改定前の旧約款（2022 年 1 月 1 日実施）に基づき算定するものいたします。